

判決年月日	平成 2 7 年 7 月 9 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成26年(行ケ)10253号		
○ 名称を「マテリアル取扱システム」とする発明について、進歩性を否定して、無効審判請求を成立とした審決を、進歩性判断に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 無効 2013-800061 号, 特許第 4831521 号

判 決 要 旨

原告は、名称を「マテリアル取扱システム」とする発明（本件訂正発明）についての本件特許（特許第 4831521 号）の特許権者である。被告が、本件特許の無効審判請求をしたところ（無効 2013-800061 号）、特許庁は、無効審判請求を成立とする審決をした。

本件発明は、一般的に IC チップ類の製造に用いられる自動化マテリアル取扱システムに関するものであって、システム全体の効率を高めようとするものである。

本判決の説示に関連する引用例は、主に、甲 2 発明（特開平 10-45213 号公報）である。本判決は、本件訂正発明と甲 2 発明との相違点 2 について、審決と異なる判断をした。

相違点 2 にかかる審決の判断の概要は次のとおりである。

甲 2 には、物品の移載手段を物品保持部よりも移動体に備えさせるほうが、構成の簡素化のために好ましいことを示唆する記載がある。甲 2 発明は、保持部用移載手段の動きが垂直移動にのみ限定されるものではなく、保持部用移載手段の実施例をみると、物品を移動体の横幅方向に移動させて移載を行う手段についても開示されている。したがって、上記示唆は、物品の移載方向について、垂直方向移動によるもの及び横幅方向移動によるものの両者に対して適用可能であることも、当業者には容易に理解できる。甲 2 発明と甲 1 事項 2 の構造とは、同一の技術分野に属し、同様の機構を備えているから、甲 2 発明の移動体について甲 1 事項 2 の「移動ステージに取り付けられ前記移動ステージの水平移動によって水平移動可能なホイスト把持部」の構造を適用すること、その場合、当業者は、水平方向に揺動自在な物品載置台を固定棚とすることで、本件訂正発明の相違点 2 に係る発明特定事項とすることは、当業者が容易に想到しうる。

本判決は、相違点 2 について次のとおりに認定判断をして、審決の相違点 2 についての進歩性判断には誤りがあるとして、これを取り消した。

甲 2 発明の技術的意義は、ステーション用移載手段及び保持部用移載手段を移動体に設けることで、設備全体として構成の簡素化を図ることができ、さらに、両者を兼用することで、設備全体として一層の構成の簡素化を図ることができる点にある。甲 2 発明において、既に、水平方向に揺動自在な物品載置台が存在するのであるから、水平移動可能な移動ステージをさらに設けて把持具を水平方向に移動させる理由はない。甲 2 発明に「水平移動可能な移動ステージ」を設け、その下方に把持具を保持する場合、ステーションとの

間での移載と物品保持部との間での移載とを，互いに異なる動作で行うことになる。また，ステーションとの間での移載及び物品保持部との間での移載のうち，一方は把持部で，他方は「水平移動可能な移動ステージ」及び把持具で，それぞれ行うことになるから，ステーション用移載手段と保持部用移載手段とを移動体に設けた単一の物品移載手段で兼用しているとはいえなくなる。すなわち，甲２発明の構成を上記のように変更すると，甲２発明の技術的意義が失われることになるから，当業者がそのような変更をする動機付けがあるとは認められない。